

鎌ヶ谷市除染実施計画／今後の方針―第2版―

1. 目標

- ① 追加被ばく線量が年間で1ミリシーベルト以下となる環境にします。
- ② 計画の全体期間は、平成23年5月から平成27年3月末とします。
なお、目標の達成に向け、できる限り早急な除染を実施します。
- ③ 短期的には、子どもの生活環境となる施設の空間放射線量率を平成25年3月末を目途に、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 未滿にします。
- ④ 中期的には、特別措置法の施行後3年を経過した後の平成27年3月までに、市内全域の主な生活環境における平均的な空間放射線量率を $0.23\mu\text{Sv/h}$ 未滿にします。
- ⑤ 子どもの生活環境となる施設の空間放射線量を継続的に監視し、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合は、原則として本市独自で繰り返し除染を行います。

2. 除染実区域内の管理区分と除染実施者

除染実施区域の管理区分	除染対象区分	除染実施者
市が管理する土地及び工作物、土地に定着する物件	保育園 小学校、中学校 児童福祉施設 公園、児童遊園 スポーツ施設	市が主体となって除染
市以外が管理する土地及び工作物、土地に定着する物件	幼稚園（私立）	市が主体となって所有者等（所有者、管理者、設置者、管理運営者等）の協力のもと協働で除染

3. 除染実施区域の対象ごとの着手時期及び完了予定時期

No.	除染対象区分	着手時期	完了予定時期
1	保育園 幼稚園（私立）	平成23年6月	平成24年6月末日
2	小学校 中学校 児童福祉施設 公園 児童遊園	平成23年6月	平成25年3月末日
3	スポーツ施設	平成24年2月	平成25年3月末日

4. 民有地の除染の考え方 （第1段階から第3段階）

所有者や自治会等の協力を求めながら市民との協働で除染を実施します。
※測定希望者、除染希望者（宅地）の依頼を受け、測定し、除染方法を相談しながら協働で除染をします。

5. 鎌ヶ谷市除染実施計画／今後の方針

○除染を効率的・効果的に進めるため、**4段階除染**を実施します。

除染実施区域の除染方針

除染対象	除染対象区分	除染作業等	内 容
公共施設のうち、学校等子どもが長時間生活するもの	保育園 幼稚園（私立） 小学校 中学校 児童福祉施設 公園 児童遊園 スポーツ施設	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄 ・ 雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラシ洗浄 ・ 側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
		表土除去及び客土※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庭等における表土等の除去 ・ 客土、圧密による原状回復
		表土除去及び現場保管※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庭等における表土等の上下層の土の入替え、除去等 ・ 現場保管の際の残土による原状回復
		土地表面の被覆※1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染されていない汎用品の土等による被覆
		草木除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ・ 落葉の除去、除草

※1 各施設の除染に際して、いずれかを選択する。

第1段階（除染実施計画）：保育園、幼稚園（私立）、小学校、中学校、児童福祉施設、公園、児童遊園、スポーツ施設を $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満にします。

平成 24 年 6 月末を目途に、子どもの生活環境となる施設のうち、保育園、幼稚園の空間放射線量率を $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満にすることを目指します。
※平成 23 年 6 月から各園が中心となり適宜除染を実施しています。

第2段階（今後の方針）：子どもの生活環境となる公園・通学路のホットスポットをなくします。

平成 25 年 3 月末を目途に、子どもの生活環境となる施設（小中学校、児童福祉施設、公園、児童遊園、スポーツ施設）の空間放射線量率を $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満にします。

① 保育園・小中学校等の敷地内を 1cm で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満にすることを目指します。

国の補助対象以外に、市が独自除染作業を実施し、平成 25 年 3 月末を目途に、小中学校、幼稚園、保育園など子どもの生活環境となる施設のすべてで、地表面から 1cm（検出器部分と測定点の間に指 1 本入る程度の高さ）の位置での空間放射線量率を $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満にすることを目指します。

※保育園や学校等→砂場の砂の入替等

※公園やスポーツ施設等→芝生の深刈り・張替え、砂場の砂の入替等

※屋上等の洗浄等

② 一人親世帯などで除染が困難な者に対する除染作業を支援します。
ただし、妊娠中などで除染に支援を要する方が対象になります。

③ 通学路を 50cm で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満にします。

第2段階では、通学路において、地表面から 50cm で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満にすることを目指します。

第3段階（今後の方針）：市内のホットスポットをなくします。

平成26年3月末を目途に、局所的に高線量な箇所及び公共施設等、市内全域の主な生活環境における平均的な空間放射線量率を地表面から1mで $0.23\mu\text{Sv/h}$ 未満にします。

第4段階（今後の方針）：継続的に監視をします。

特別措置法の施行後3年を経過した（平成27年1月）以降も、子ども生活環境となる施設の空間放射線量を継続的に監視し、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上となった場合は、市が繰り返し除染していきます。

除染実施区域

No.	名称	所在
①	西佐津間公園	西佐津間一丁目207番7ほか
②	市制記念公園	初富924番ほか
③	鎌ヶ谷市営野球場	初富924番6ほか
④	陸上競技場	初富924番283ほか
⑤	佐津間多目的グラウンド	佐津間222番9
⑥	新鎌ふれあい公園	新鎌ヶ谷二丁目20番1
⑦	くぬぎ山公園	くぬぎ山四丁目16番129ほか
⑧	貝柄山公園	初富本町二丁目1474番ほか
⑨	A 幼稚園（私立）※	—
⑩	B 幼稚園（私立）※	—
⑪	C 幼稚園（私立）※	—
⑫	藤台中央公園	西道野辺16番121
⑬	鎌ヶ谷小学校	中央二丁目648番183ほか
⑭	東部小学校	鎌ヶ谷八丁目392番1ほか
⑮	南部小学校	中沢726番41ほか
⑯	北部小学校	栗野735番1
⑰	西部小学校	初富110番1ほか
⑱	中部小学校	道野辺中央三丁目982番1ほか
⑲	鎌ヶ谷中学校	富岡一丁目517番1ほか
⑳	第三中学校	栗野450番ほか
㉑	第四中学校	中沢1024番1ほか
㉒	第五中学校	初富806番262ほか
㉓	栗野保育園	栗野740番1
㉔	軽井沢児童遊園	軽井沢2060番12ほか
㉕	小池橋児童遊園	佐津間1371番ほか
㉖	こども発達センター （マザーズホーム）	中沢317番

※ 民間施設の施設名を仮称で記載しております。

市が独自に除染を進める除染推進区域

No.	施設名称
イ	通学路における局所的な高線量箇所
ロ	その他の子どもの生活環境における局所的な高線量箇所
ハ	その他の生活圏における線量（測定高1m）の高い箇所

6. 除染目標は、1m（小学生以下では 50cm）で $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 未満です。

「追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトの考え方」によれば、追加被ばく線量は空間放射線量率の測定により確認することが可能で、追加被ばく線量年間 1 ミリシーベルトを、1 時間当たりの空間放射線量率に換算した場合、 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ としたものです。生活パターンを、1 日のうち屋外 8 時間、屋内 16 時間にそれぞれ滞在すると仮定し、屋内での線量は屋外での線量の 0.4 倍（木造家屋を想定した場合）、年間 1 ミリシーベルトとなる空間放射線量率は、1 ミリシーベルト ($1,000 \mu\text{Sv}$) $\div 365 \text{日} \div (\text{屋外 8 時間} + \text{屋内 16 時間} \times 0.4) = 0.19 \mu\text{Sv/h}$ 、さらに自然界にある放射線のうち、大地からの放射線による空間放射線量率 $0.04 \mu\text{Sv/h}$ を加えて $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になる空間放射線量として除染の目標としています。

参 考

計画期間と目標

1. 計画期間 平成 23 年 5 月～平成 27 年 3 月末
2. 除染目標

除染推進区域の対象ごとの着手時期及び完了予定時期

No.	除染対象区分	着手時期	完了予定時期
イ	通学路における局所的な高線量箇所	平成 23 年 6 月	平成 27 年 3 月末日
ロ	その他の子どもの生活環境における局所的な高線量箇所		
ハ	その他の生活圏における線量（測定高 1m）の高い箇所		

除染実施区域での優先順位の考え方

優先度	除染対象区分	主な施設
高 ↓ 低	保育園、幼稚園（私立） 小学校、中学校	保育園、幼稚園（私立）、小学校、 中学校
	児童福祉施設	児童福祉施設
	公園、児童遊園	公園、児童遊園
	スポーツ施設	市営野球場、陸上競技場、 多目的グラウンド